

全日本選手権競技会等の競技会審査委員に関する規定

1998年4月1日制定施行
2003年3月24日改正
2003年6月1日施行

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、全日本選手権競技会等に派遣する競技会審査委員に関し、本規定を制定する。

第2条 競技会審査委員の任命および派遣

1. 全日本選手権競技会

- 1) J A Fは、毎年初め、その年度の全日本選手権競技会の競技カテゴリーごとに必要な人数の競技会審査委員を、有資格者または他の適任者の中から任命し、「J A F スチュワードライセンス」を発給する。

上記の有資格者とは、下記の規定に該当する者をいう。

- (1) 自動車競技の組織に関する規定第4条4項に該当する者
- (2) カート競技の組織に関する規定第8条4項に該当する者

- 2) J A Fは、全日本選手権競技会にそれぞれ2名の競技会審査委員を派遣し、その中の有資格者である1名を競技会審査委員長に任命する。

2. F I A 選手権等の国際競技会

- 1) J A Fは、F I A またはオーガナイザーの要請に応じて、F I A 選手権等の国際競技会に国際競技会審査委員を派遣する場合には、その都度、適任と認める者を任命し、「J A F スチュワードライセンス」を発給する。
- 2) 上記1)の国際競技会審査委員の任期は、任命された日からその競技会終了までとする。

第3条 会議

- 1) J A Fは、競技会審査委員の任務内容の確認、審査状況の報告、申し送り事項の伝達、情報交換などを行うため、競技カテゴリーごとに競技会審査委員を適宜招集し、会議を開催する。
- 2) J A Fは、競技カテゴリーごとに競技会審査委員のリーダーを指名し、会議の進行などを委任することができる。

第4条 競技会審査委員の権限等

競技会審査委員の権限、責任、任務、その他は、F I A国際競技規則およびJ A F国内競技規則に拠る。

第5条 本規定の施行

本規定は、2003年6月1日より施行する。